第３回半田市議会臨時会　文教厚生委員会委員長報告書

当文教厚生委員会に付託された案件については、本日、午前１０時１０分から、全員協議会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

議案第３２号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

子育て世帯への特別給付金給付事業について、既に児童扶養手当を受給している方以外の対象者に対して、どのように周知していくのか。とに対し、

市のホームページ及び公式ＬＩＮＥ、はんだっこネットにて周知するほか、現況届の受付時に案内を行います。また、児童扶養手当の現況届の提出案内を発送する際に本事業のチラシも同封することで周知を図りたいと考えています。とのこと。

電算処理システム改修委託料について、昨年度も同様のシステム改修を行っているが、今回の改修内容や予算の内容はどのようか。とに対し、

昨年度とは、基準となる児童扶養手当の支給期と、２子め以降の児童に対する支給額が異なりますので、その要件等を修正します。委託料には、変更点を修正するための、パッケージプログラムを購入し、現行のシステムに適用させるための経費と、受給者宛の通知文書の作成、封入費用等が含まれます。とのこと。

新型コロナウイルスワクチン接種事業について、アイプラザ半田の集団接種会場における半田病院への委託内容はどのようか。また、半田病院以外に委託する業務はあるか。とに対し、

予診や接種など、医療従事者が実施すべき業務については半田病院に委託することを考えています。また、受付、会場設営等については、その他の集団接種会場と同じ事業者に委託する予定です。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第３３号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑と

して、

本補正額の算出根拠はどのようか。とに対し、

昨年度の支給実績から算出したもので、一日あたりの見込みの給付額を約１万３千円、支給対象日数を１２日、対象者数を１０人と見込んで算定しました。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第３４号及び議案第３５号については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、議案ごとに採決した結果、２議案とも委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。